

薬生発0619第1号
令和元年6月19日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第31号。以下「改正政令」という。）が令和元年6月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

(1) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 7446-70-0)

(2) シクロヘキサ－4－エン－1，2－ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 85-43-8)

(3) ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド0.4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 7173-51-5)

(4) 2－（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2－（ジメチルアミノ）エタノール3.1%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 108-01-0)

(5) トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 98-13-5)

(6) ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 142-62-1)

(7) ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 111-14-8)

(8) ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 109-52-4)

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-(2,2-ジシアノエテン-1-イル)フェニル=2,4,5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 126980-24-3)

(2) 2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤のうち、2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート 6.4%以下を含有する製剤

(CAS No. : 2867-47-2)

(3) 水酸化リチウム水和物及びこれを含有する製剤のうち、水酸化リチウム水和物 0.3%以下を含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

3 施行期日

令和元年7月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和元年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和元年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和元年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物

の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料30 平成30年度第2回毒物劇物部会について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000497412.pdf>

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十の四 （略） 三十の五 （略） 三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤 三十の七 （略） 三十一 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) （略） (96) 四―（二・二―ジシアノエテン――イル）フェニル―二・四・五―トリクロロベンゼン――スルホナート及びこれを含有する製剤 (97) （略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十の四 （略） 三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一％以下を含有するものを除く。 （新設） 三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十一 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) （略） (96) (E)―「（四R）―四―（二・四―ジクロロフェニル）―一・三―ジチオラン―ニ―イリデン」―（H―イミダゾール――イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤 （新設） （96） ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤

(98) |
(184) |
(略)

三十三の二 三十八の三 (略)

三十九 (略)

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無
水物及びこれを含有する製剤

四十 (略)

四十の二 四十二 (略)

四十二の二 (略)

四十二の三 ジデシル (ジメチル) アンモニウムクロリド及び
これを含有する製剤。ただし、ジデシル (ジメチル) アンモニ
ウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。

四十三 (略)

四十三の二 五十 (略)

五十の二 (略)

五十の三 二― (ジメチルアミノ) エタノール及びこれを含有す
る製剤。ただし、二― (ジメチルアミノ) エタノール三・一%
以下を含有するものを除く。

五十の四 二― (ジメチルアミノ) エチルメタクリレート及び
これを含有する製剤。ただし、二― (ジメチルアミノ) エチル
メタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。

五十の五 五十の八 (略)

(97) |
(183) |
(略)

三十三の二 三十八の三 (略)

三十九 しきみの実

(新設)

四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシ
ミド〇・二%以下を含有するものを除く。

四十の二 四十二 (略)

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。
ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除
く。

(新設)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを
含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシル
フェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二 五十 (略)

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―一―オール及びこれを
含有する製剤

(新設)

五十の三 二― (ジメチルアミノ) エチルメタクリレート及び
これを含有する製剤

五十の四 五十の七 (略)

五十一〜六十八 (略)

六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。
ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するものを除く。

六十九〜七十四の二 (略)

七十四の三 (略)

七十四の四 トリクロロ (フェニル) シラン及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)

七十四の六・七十四の七 (略)

七十五〜九十一 (略)

九十一の二 (略)

九十一の三 ヘキサノ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサノ酸一%以下を含有するものを除く。

九十一の四 (略)

九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四 (略)

五十一〜六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

六十九〜七十四の二 (略)

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

(新設)

七十四の四 一・二・三・トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

七十四の五・七十四の六 (略)

七十五〜九十一 (略)

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤

(新設)

九十一の三 ヘキサノール・六―ジアミン及びこれを含有する製剤

九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロール三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―インデン (別名ヘプタクロール) を含有する製剤

九十四 (略)

九十五 (略)

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸二%以下を含有するものを除く。

九十六 (略)

九十六の二 百十 (略)

2
(略)

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十六 硼^{ほう}弗^ふ化水素酸及びその塩類

九十六の二 百十 (略)

2
(略)



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○航空法及び運輸安全委員会設置法の
一部を改正する法律 (三八)

○動物の愛護及び管理に関する法律等
の一部を改正する法律 (三九)

○浄化槽法の一部を改正する法律
(四〇)

○子どもの貧困対策の推進に関する法
律の一部を改正する法律 (四一)

○棚田地域振興法 (四二)

〔政令〕

○税制調査会令の一部を改正する政令
(二八)

○建築基準法の一部を改正する法律の
施行期日を定める政令 (二九)

○建築基準法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係政令の整備等に関す
る政令 (三〇)

○毒物及び劇物指定令の一部を改正す
る政令 (三一)

〔省令〕

○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律の規定による通知カード及び個人
番号カード並びに情報提供ネット
ワークシステムによる特定個人情報
の提供等に関する省令の一部を改正
する省令 (総務一五)

○特許法施行規則等の一部を改正する
省令 (経済産業一六)

〔告示〕

○電気通信回線を通じた送信又は電磁
的記録媒体の送付の方法及び情報提
供ネットワークシステムを使用した
送信の方法に関する技術的基準の一
部を改正する告示 (総務六〇)

○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律の規定による通知カード及び個人
番号カード並びに情報提供ネット
ワークシステムによる特定個人情報
の提供等に関する省令第四十条第二
項第五号、第四十一条第一項第四号
及び第五号、第四十六条第三項第二
号並びに第四十七条第一項第三号の
規定に基づき総務大臣が定める事項
の一部を改正する告示 (同六一)

○紛失又は焼失の届出により失効した
旅券の告示 (外務四三)

本号で公布された
法令のあらまし

◇航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正
する法律 (法律第三八号) (国土交通省)

一 航空法の一部改正関係

1 型式証明を受けた者等に関する規定の整備
(一) 型式証明を受けた者等による航空機の使
用者に対する情報の提供
型式証明又は第一三条の二第一項の承認
を受けた者は、当該型式証明を受けた型式
の航空機又は当該承認を受けた設計に係る
航空機であつて耐空証明のあるものの使用
者が第一六条の規定による整備及び改造を
するに当たつて必要となる技術上の情報で
あつて国土交通省令で定めるものを当該航
空機の使用者に提供するように努めなければ
ならないこととした。(第一三条の三関係)

(二) 本邦内に住所を有する型式証明を受けた
者等による情報の収集及び報告
型式証明又は第一三条の二第一項の承認
を受けた者であつて本邦内に住所 (法人に
あつては、その主たる事務所) を有するも
のは、当該型式証明を受けた型式の航空機
又は当該承認を受けた設計に係る航空機に
ついて、航空事故等その他の航空機が第一
〇条第四項の基準に適合せず、又は同項の
基準に適合しなくなるおそれがあるものと
して国土交通省令で定める事態に関する情
報を収集し、国土交通大臣にこれを報告し
なければならないこととした。(第一三条の
四関係)

2 耐空証明の有効期間に関する規定の整備
(一) 耐空証明の有効期間に関する規制の合理
化
(二) 〇の認定を受けた整備規程により整備を
する航空機について、航空運送事業の用に
供する航空機と同様に、耐空証明の有効期
間を国土交通大臣が定める期間とした。(第
一四条関係)

3 航空機の使用者に関する規定の整備
(一) 航空機の使用者に対する航空機の整備及
び改造の義務付け
耐空証明のある航空機の使用者は、航空
機の整備をし、及び必要に応じ改造をする
ことにより、当該航空機を第一〇条第四項
の基準に適合するように維持しなければならない
こととした。(第一六条第一項関係)

(二) 航空機の使用者に対する航空機に装備す
る整備品等の制限
耐空証明のある航空機の使用者は、次の
いずれかに該当する整備品等以外の整備品
等を当該航空機に装備してはならないこと
とした。(第一六条第二項関係)

(1) 第二〇条第一項第六号の能力について
同項の認定を受けた者が、当該認定に係
る製造及び完成後の検査をし、かつ、第
一〇条第四項第一号の基準に適合するこ
とを確認した整備品等

(2) 第二〇条第一項第七号の能力について
同項の認定を受けた者が、第一〇条第四
項第一号の基準に適合することを確認し
た航空機の整備品等

(3) 第二〇条第一項第七号の能力について
同項の認定を受けた者が、当該認定に係
る修理又は改造をし、かつ、第一〇条第
四項第一号の基準に適合することを確認
した整備品等

(4) その他国土交通省令で定める整備品等
航空機の使用者に対する整備品等の整備
に関する規制の廃止

(三) 耐空証明のある航空機の使用者は、当該
航空機に装備する発動機、プロペラその他
国土交通省令で定める安全性の確保のため
重要な整備品を国土交通省令で定める時間
を超えて使用する場合に、国土交通省令
で定める方法によりこれを整備しなければ
ならないこととする規制を廃止することと
した。(第一八条関係)

(四) 国土交通大臣による航空機の使用者が定
める整備規程の認定
耐空証明のある航空機 (航空運送事業の
用に供する航空機を除く) の使用者は、国
土交通省令で定める航空機の整備に関す
る事項について整備規程を定め、国土交通大
臣の認定を受けることができることとし
た。(第一四条の二関係)

航空機の使用者に関する規定の整備
(一) 航空機の使用者に対する航空機の整備及
び改造の義務付け
耐空証明のある航空機の使用者は、航空
機の整備をし、及び必要に応じ改造をする
ことにより、当該航空機を第一〇条第四項
の基準に適合するように維持しなければな
らないこととした。(第一六条第一項関係)

(二) 航空機の使用者に対する航空機に装備す
る整備品等の制限
耐空証明のある航空機の使用者は、次の
いずれかに該当する整備品等以外の整備品
等を当該航空機に装備してはならないこと
とした。(第一六条第二項関係)

(1) 第二〇条第一項第六号の能力について
同項の認定を受けた者が、当該認定に係
る製造及び完成後の検査をし、かつ、第
一〇条第四項第一号の基準に適合するこ
とを確認した整備品等

(2) 第二〇条第一項第七号の能力について
同項の認定を受けた者が、第一〇条第四
項第一号の基準に適合することを確認し
た航空機の整備品等

(3) 第二〇条第一項第七号の能力について
同項の認定を受けた者が、当該認定に係
る修理又は改造をし、かつ、第一〇条第
四項第一号の基準に適合することを確認
した整備品等

(4) その他国土交通省令で定める整備品等
航空機の使用者に対する整備品等の整備
に関する規制の廃止

(三) 耐空証明のある航空機の使用者は、当該
航空機に装備する発動機、プロペラその他
国土交通省令で定める安全性の確保のため
重要な整備品を国土交通省令で定める時間
を超えて使用する場合に、国土交通省令
で定める方法によりこれを整備しなければ
ならないこととする規制を廃止することと
した。(第一八条関係)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十一号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

第二條第一項第三十号の六を第三十号の七とし、第三十号の五の次に次の一号を加える。
三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

第二條第一項第三十二号中（183）を（184）とし、（184）から（182）までを（183）までとし、（184）の次に次のように加える。

（四）四（二・二）ジシアノエテンー（イール）フエニル二・四・五トリクロロベンゼン

一（スルホナート）及びこれを含有する製剤

第二條第二項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 シクロヘキサール（エー）二（ジ）カルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

第二條第二項第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 ジメチル（ジメチル）アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジ

メチル（ジメチル）アンモニウムクロリド〇・四以下を含有するものを除く。

第二條第一項第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十号の六までを一号ずつ

繰り下げ、同項第五十号の三を「製剤」の下に「ただし、二（ジメチルアミ）エチルリメタクリ

レート六・四以下を含有するものを除く」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号

の二の次に次の一号を加える。

五十の三 二（ジメチルアミ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二（ジメチル

アミ）エタノール三・一以下を含有するものを除く。

第二條第一項第六十八号の三を「製剤」の下に「ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三以下

を含有するものを除く」を加える。

第二條第一項第七十四号の六を第七十四号の七とし、第七十四号の五を第七十四号の六とし、第

七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四 トリクロロ（フエニル）シラン及びこれを含有する製剤

第二條第一項第九十一号の三を第九十一号の四とし、第九十一号の二の次に次の一号を加える。

九十一の三 ヘキサノ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサノ酸一以下を含有するもの

を除く。

第二條第一項第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一以下を含有するもの

を除く。

第二條第一項第九十五号の次に次の一号を加える。

九十五の二 ベンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ベンタン酸一以下を含有するもの

を除く。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号の改正規定、同

項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「ただし、二（ジメチルアミ）エチルリメタクリ

レート六・四以下を含有するものを除く」を加える部分に限る）及び同項第六十八号の三の改正

規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二條第一項第三十号の六、第三十九号の二、

第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五

号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、

令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三條、第七條及

び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日

までは、法第五十二條第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む）及び第二項の規定

は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

事 務 連 絡
令和元年 6 月 19 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医 薬 品 審 査 管 理 課
食 品 基 準 審 査 課

ヘキサン酸、ヘプタン酸及びペンタン酸を食品添加物として使用する
食品の取扱いに関する Q & A について

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第 31 号。以下「政令」という。）が令和元年 6 月 19 日に公布され、同年 7 月 1 日から、ヘキサン酸及びこれを含有する製剤（ただし、ヘキサン酸 11%以下を含有するものを除く。）、ヘプタン酸及びこれを含有する製剤（ただし、ヘプタン酸 11%以下を含有するものを除く。）並びにペンタン酸及びこれを含有する製剤（ただし、ペンタン酸 11%以下を含有するものを除く。）が新たに劇物に指定されますが、これらを食品添加物として使用する食品の取扱いにつき、下記の Q & A を作成したので、貴管下関係業者等への周知徹底方お願いします。

記

Q 1 ヘキサン酸、ヘプタン酸及びペンタン酸はどのような目的で食品に使用されるものですか。

A 1 ヘキサン酸、ヘプタン酸及びペンタン酸（以下併せて「ヘキサン酸等」という。）は、食品の着香の目的で使用される添加物で、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのない添加物¹⁾として定められています。

¹ ヘプタン酸（別名ヘプタノイックアシド）、ペンタン酸（別名バレリックアシド）は、添加物「脂肪酸類」に該当する品目として平成 25 年 7 月 25 日付け食安基発 0725 第 1 号・食安監発 0725 第 1 号で通知している。

食品の着香の目的で使用される添加物は、一般的に複数の極微量な成分を組み合わせることで食品に使用されるもので、ヘキサン酸等も他の成分と組み合わせることで飲料、菓子等の食品に広く使用されています。

Q 2 ヘキサン酸、ヘプタン酸及びペンタン酸を劇物に指定した理由は何ですか。

A 2 劇物指定の判定については、毒物劇物の判定基準（最終改定：平成 29 年 2 月）において、急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性、皮膚に対する腐食性及び眼等の粘膜に対する重篤な損傷の 5 つの項目が定められており、どれか 1 つの項目で基準値以上の有害性が確認された場合に、劇物に指定することとされています。

ヘキサン酸等が 11%を超えて含有している製剤は、皮膚に対する腐食性及び眼等の粘膜に対する重篤な損傷において有害性が確認されたため、劇物と判断されています。一方で、急性経口毒性、急性経皮毒性及び急性吸入毒性については、製品中の含有濃度にかかわらず、有害性は確認されていません。

Q 3 ヘキサン酸、ヘプタン酸及びペンタン酸の食品添加物としての安全性は大丈夫ですか。

A 3 ヘキサン酸等は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物ですが、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において着香の目的以外に使用してはならない旨の使用基準が設定されており、食品における含有量は極微量と考えられます。

そのため、極微量の使用に限られる食品添加物の安全性に問題はありません。

Q 4 ヘキサン酸、ヘプタン酸及びペンタン酸を食品添加物として使用する食品について、本政令の改正に伴い新たな義務は発生しますか。

A 4 食品添加物としては、着香の目的以外では使用してはならないことを踏まえると、ヘキサン等の食品中濃度は極微量であり、明らかに 11%以下になると考えられます。このため、このような食品については本政令の改正に伴う新たな義務は発生せず、食品衛生法に基づき、従前のとおり販売等することは差し支えありません。